

## 第3章 屋外タンク貯蔵所

### 第1 屋外タンク貯蔵所の基準

#### 1 保安距離

政令第11条第1項第1号

「保安距離」は、「第1章 製造所」の基準の例によること。

#### 2 敷地内距離

政令第11条第1項第1号の2

規則第19条の2第2号に規定する「地形上火災が生じた場合においても延焼のおそれが少ないこと」とは、屋外タンク貯蔵所が存する事務所の敷地に、次のいずれかのもので隣接する場合等とする。【昭和51年7月4日消防危第22号】

ア 海・湖沼・河川又は水路

イ 都市計画法第8条の規定による工業専用地域内の空地又は工業専用地域となることが予想される埋め立中の土地

#### 3 保有空地

政令第11条第1項第2号

(1) 「保有空地」は、「第1章 製造所」第3、2の基準の例によること。(第3、2、(2)を除く)ただし、政令第10条第1項第2号のただし書の規定により、2以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときにおいて、規則第14条の規定を適用する場合を除く。

(2) 保有空地内には、当該屋外貯蔵タンクのための配管、防油堤及びポンプ設備その他の附属設備以外の工作物が設けられていないこと。ただし、給水、排水、水蒸気等の配管及びその支持工作物等で不燃材料で造られ、かつ、消防活動上支障ないと認められるものについては、この限りでない。【昭和37年4月6日自消丙予発第44号】

#### 4 標識・警戒標

政令第11条第1項第3号

政令第11条第1項第3号の規定による「標識及び掲示板」については、屋外貯蔵タンクの側板に表示することができるほか、2以上の屋外タンク貯蔵所が一群となって設置されるタンクヤードに設ける標識及び掲示板については、次によることができる。

ア 規則第17条に規定する標識は、当該タンクヤードに1個以上設ける。

イ 規則第18条第1項第2号に規定する掲示板は、一の屋外タンク貯蔵所ごとに1個以上設ける。

ウ 規則第18条第1項第4号に規定する掲示板は、当該タンクヤードに1個以上設ける。

## 5 屋外タンクの構造

政令第11条第1項第4号

- (1) 「圧力タンク」とは最大常用圧力が正圧又は負圧で5.0kPaを超えるものであること。【昭和52年3月30日消防危第56号】タンク内容積は「タンクの内容積の計算方法について」によること。【平成13年3月30日消防危第42号】
- (2) 同一の屋外貯蔵タンクに、2品名以上を貯蔵する場合は以下のとおりとする。
  - ア 中仕切の状態は、完全区画とする。
  - イ 通気管、送受配管、許量装置及び固定消火設備は、各室ごとに設置する。【昭和37年12月17日自消防丙予発第138号】
- (3) 機密に造るとは、上蓋は耐油性パッキン及びボルト締め等でタンク本体と緊結する構造とする。【昭和51年4月15日消防予第51号】

## 6 耐震・耐風圧構造

政令第11条第1項第5号

## 7 放爆構造

政令第11条第1項第6号

「異常内圧放出構造」については、次に掲げる方法のうち、いずれかによること。

- (1) 屋根板を側板より薄くし、補強材等に接合しない方法
- (2) 屋根板と側板の接合を片面溶接にする等、側板相互又は側板と底板の接合より弱くする方法
- (3) 異常内圧を放出するために有効な放出面積を有する局部的に弱い接合部分を設ける方法
- (4) 不燃性ガスを封入し、物理的にタンクの内圧が上昇しない方法

## 8 外面のさびどめ塗装、底板の外面の腐食防止

政令第11条第1項第7号、7号の2

ステンレス鋼材又は腐食し難い材料で造られた屋外タンクにあつては、さびどめのための塗装を省略することができる。【平成10年3月16日消防危第29号】

## 9 通気管、安全装置

政令第11条第1項第8号

- (1) 第4類の危険物に設置する無弁通気管は直径30mm以上であるが、危険物の性状タンクの構造などにより適切な直径、本数を設置すること。
- (2) 通気管の先端は、地上4m以上の高さとし、かつ、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離すとともに、引火点が40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管にあつては、敷地境界線から1.5m以上離すこと。ただし、防火上安全な措置を講じた場合の当該距離については、この限りでない。

- (3) 通気管の先端には40メッシュ以上の引火防止網を設けること。
- (4) 安全装置については、規則第19条第1項各号のいずれかを設置すること。

## 10 液面計

政令第11条第1項第9号

- (1) ガラスゲージ式液面計は破損等保安上好ましくないため、やむを得ずガラス管を用いる場合は次によること。
  - ア 容量3,000L未満の屋外貯蔵タンクに限られること。
  - イ ガラス管は、耐熱性のものであること。
  - ウ ガラス管の材質は硬質ガラスとし、ガラス管を保護するための金属管及び漏えい防止のための閉止コック等を設けてあること。
  - エ ガラス管は、これを設ける屋外タンク貯蔵所の周辺の火災に際し、直接延焼による火災にさらされるおそれのない位置に設けること。

## 11 注入口

政令第11条第1項第10号

接地電極は次により設けること。

- ア 接地抵抗値は、概ね1,000Ω以下となるように設けること。
- イ 接地電極と接地導線の接続は、ハンダ付等により完全に接続すること。
- ウ 接地端子は、移動貯蔵タンクの接地導線等と有効に接地ができる構造とし、取付け箇所は可燃性蒸気が漏れ、又は滞留する恐れのある場所以外の場所とする。
- エ 接地端子の材質は、導電性のよい金属（銅、アルミニウム等）を用いる。

## 12 ポンプ設備

政令第11条第1項第10号の2

- (1) ポンプ設備の周囲には幅3m以上の空地を設けることとされているが、次の場合はポンプ設備の周囲に保有空地を設けないことができる。
  - ア 防火上有効な耐火構造の隔壁を設ける場合
  - イ 屋外貯蔵タンクの容量が指定数量の10倍以下であるポンプ設備
- (2) ポンプ設備は、防油堤内に設けないものとする。【昭和40年10月26日自消乙予発第20号】
- (3) 政令第11条第1項第10号の2イのただし書の規定による「防火上有効な隔壁」とは、耐火構造又は不燃材料で造った高さ2m以上の壁又は塀をいう。
- (4) 政令第11条第1項第10号の2ヌの規定の「可燃性蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室」とは、引火点70℃未満（重油を除く）の危険物を取り扱うポンプ室をいう。
- (5) 2以上のポンプ設備を一群として集団をなして設けられているときは、当該2以上のポンプ設備をもって一のポンプ設備とすること。また、これらのポンプと関係のある屋外貯蔵タンク群のうち、主たる屋外貯蔵タンクの附属設備とみなす

ことができる。なお、主たる屋外貯蔵タンクの附属設備とみなす場合、これらポンプに接続されている配管については、各々の屋外貯蔵タンクの帰属とする。

【昭和40年10月26日自消乙予発第20号】

- (6) 移動タンク貯蔵所から注油を受けるもののうち、引火点40℃未満の危険物の屋外タンク貯蔵所には、ポンプ設備を設けること。【昭和46年7月27日消防予第106号】
- (7) 「市町村長等が火災予防上当該掲示板を設けることが必要ないと認める場合」とは、ポンプ設備がタンクの直近にあり、当該タンクのポンプ設備であることが明らかである場合等をいうものである。【昭和40年10月26日自消乙予発第20号】
- (8) ポンプ室に関する屋根、床、貯留設備、換気設備、可燃性蒸気排出設備に関する構造については、「第1章 製造所」第3の例によること。
- (9) ポンプ設備を鋼板で造られた外箱に収納する場合で、次のアのすべてに適合する場合は、次のイによることができる。

ア 設置条件

- (ア) 外箱の大きさは最小限とするとともに、ポンプの維持管理ができる構造とすること。ただし、注入口、液面計等当該施設に必要な設備は、同一の外箱内にポンプ設備と鋼板で仕切り、設置すること。
- (イ) 外箱の底部は、高さ0.15m以上の鋼板製等の貯留設備構造とすること。
- (ウ) 外箱は、ポンプ設備の温度上昇を防止するために有効な通風の措置を講じること。

イ 外箱に収納されたポンプの扱い

- (ア) 外箱に収納されたポンプを一のポンプ設備として規制する。
- (イ) 外箱の底部は、高さ0.15m上の鋼板製等の貯留設備構造をもって、流出防止の囲い及び貯留設備として取り扱うこと。
- (ウ) 油分離装置を設けないことができる。
- (エ) 政令第11条第1項第10号の2の屋外に設けるポンプ設備に係る各規程は適用すること。(ルは除く。)

### 1.3 弁（バルブ）、水抜き管、浮き屋根の構造

政令第11条第1項第11号、第11号の2、第11号の3

### 1.4 配管

政令第11条第1項第12号

- (1) 「第1 製造所」第3、2.1配管の例による。
- (2) 配管に金属製の可撓管継手を設ける場合は、次によること。
  - ア 可撓管継手は、原則として、最大常用圧力が1MPa以下の配管に設けること。

【昭和56年3月9日消防危第20号、改正平成11年9月消防危第86号】

イ その他可とう管の性能に関しては「可とう管継手に関する技術上の指針の取扱いについて」によること。【昭和57年5月18日消防危第59号、改正平成11年消防危第86号、平成13年消防予第103号、消防危第53号】

#### 1 5 電気設備

政令第11条第1項第13号

「第1章 製造所」第3、17 電気設備の基準の例による。

#### 1 6 避雷設備

政令第11条第1項第14号

「第1章 製造所」第3、19 避雷設備の基準の例による。

#### 1 7 防油堤

政令第11条第1項第15号

防油堤の構造については、「防油堤の構造に関する運用基準」によること。【昭和52年11月14日消防危第162号、昭和53年10月24日消防危第137号、昭和58年4月28日消防危第44号、平成10年3月20日消防危第32号、平成11年9月24日消防危第86号】

#### 1 8 歩廊橋

歩廊橋（屋外貯蔵タンク間の連絡歩廊）は設けないよう指導すること。【昭和58年9月29日消防危第89号、平成8年10月15日消防危125号】

#### 1 9 タンク冷却用の散水設備

タンク冷却用の散水設備を設ける場合は「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」によること。【昭和55年7月1日消防危第80号】

#### 2 0 屋外タンク貯蔵所を廃止した場所への新たな屋外タンク貯蔵所の設置

既設の屋外タンク貯蔵所を廃止するとともに、新たに次の各号に適合する屋外タンク貯蔵所を設置しようとする場合の当該新設の屋外タンク貯蔵所については、政令第11条第1項第2号及び第15号（規則第22条第2項第4号から第8号まで及び第11号の規定に係るものに限る。）の規定によらないことができる。【昭和51年10月30日消防危第77号】

#### 2 1 屋外タンク貯蔵所の建て替えについて

タンク本体の変更に伴う手続きについては危険物規制事務に関する執務資料（屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所関係）によること。【平成11年6月15日消防危第58号】